

## 「(仮称) 栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業に係る環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及び当該意見についての事業者の見解

番号	市民意見	事業者の見解
1	<p>環境影響評価法改正で2012年4月1日からは「方法書」の前に「計画段階配慮書」が義務づけられている。呼応して名古屋市もアセス条例に配慮書を義務づけるため、2011年1月21日に市環境審議会に環境影響評価制度のあり方について調査審議を諮問し、2012年2月9日からの市民意見募集を経て5月11日に答申され、9月27日に市議会で可決され、10月4日に公布、来年4月1日施行と確定している。こうした時期に建設資金もあいまいなまま(注)、かつ、事業計画も未確定のまま、あわてて駆け込み申請をして配慮書の手続きを省略するような姿勢は許されない。少なくとも中央新幹線のアセスのように、改正される市アセス条例を準用して、配慮書の手続きから開始するべきである。そのような指導は名古屋市からなされなかったのか。</p> <p>(注)朝日新聞 2012. 11. 17 「御園座は2012年3月期まで6期連続で純損失を出し、9月末時点で4億3200万円の債務超過。来春までに債務超過を解消しなければ、名古屋証券取引所への上場が廃止となる。積水ハウスと共同での再開発は、経営再建の「切り札」だ。借金を返したうえで、再開発するには御園座の負担金は、数十億円が必要とされる。」</p>	<p>現況施設は、各種設備の老朽化や劇場機能の不足等の問題が生じており、この事態を改善し、よりよい劇場に再建するために、建て替えの検討を行って参りました。本事業計画は、改正される「名古屋市環境影響評価条例」の公布前に概ね決まっており、この計画をもとに環境影響評価方法書を作成し、名古屋市に提出しました。</p>
2	<p>配慮書の手続きを省略した引け目からか、市の行政指導により追加していた「事前配慮の内容」が記載されてはいるが、改正環境影響評価法や、改正される市アセス条例にある配慮書とは大きな違いがある。単に事業を確定してからの環境保全の見地からの配慮事項が羅列してあるだけであり、本来の配慮書で示すはずの事業の必要性、地区選定理由、複数案の比較がなされていない。</p>	
3	<p>p2 対象事業の目的で、50年近く経年の御園座の再建はそれなりに理解できるが、「上層階には高品質な共同住宅を併設する」ことが唐突であり、理由も納得できない。「周辺人口を増やし、かつてのにぎわいのある伏見地区を再生することを目的とする。」とあるが、p16の人口及び世帯数で、人口は増加傾向であり、人口増加率は5年前と比べて名古屋市の2.2%に対し調査対象区域は24.4%もある。また、にぎわいはその地区に居住する夜間人口と直接の関係はほとんどないはずである。御園座再建の費用を補うために、無理に高層の共同住宅を計画したのかと疑いを持つ。こうした疑問を解決するためにも、配慮書を作成し、事業の必要性、地区選定理由、複数案の比較をすべきである。</p>	
4	<p>名古屋市新基本計画(昭和63~75年度)で「都心部への自動車の過度な流入を抑制するなど、公共交通機関優先の原則に立ちつつ」と宣言し、JRツインビルの環境影響評価手続きで市長は「極力自動車交通量を抑制するため……公共交通機関の利用促進施策を今後さらに積極的に推進していくべきです」としている。こうした状況の中で、愛知県や名古屋市の長期予測で二酸化窒素の高濃度地区とされるこの名古屋駅周辺に、更に自動車交通を集中させ、環境も悪化させる高層ビルの集中立地は再検討すべきである。</p>	<p>新建築物利用者について、事業予定地は駅等に近しいことから、公共交通機関の利用が図られるものと考えます。さらに、劇場及び店舗利用者には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかけて参りたいと考えております。</p>

5	<p>p4 基本方針で「敷地周辺には、歩行者のための空地を確保し、緑を配した憩いのある都市環境とする。」、p7 立地に関する事前配慮で「ビル壁面をセットバックさせることにより、圧迫感の緩和に努める。」、p10 存在・供用時の事前配慮で「周囲に歩行者のための空地を確保することにより圧迫感を緩和するように配慮する。」「ビル壁面をセットバックさせることにより、圧迫感の緩和に努める。」とあるが、どこにも何メートルのセットバックをすとの記載がない。せいぜいp5 計画配置図で、御園座と思われる低層部が敷地境界から約4m離れていると読み取れるが、これは現在の御園座の空地より狭い。この程度で歩行者のための空地を確保することはできない。また、これは御園座の入退場者のために必要不可欠な空間であり、特別に基本方針でかかげるようなものではない。もっと大胆に歩行者用空地を確保し、ビル壁面をセットバックさせるべきである。</p>	<p>現状の御園座会館は、東側及び南側とも敷地境界いっぱい建っており、後退距離はほとんどありません。</p> <p>本事業では、新建築物の東側において敷地境界より低層部で約3~4m、高層部で約11m、南側において約5m後退させることにより、歩行者空間の確保及び圧迫感の低減を図る計画としています。</p>
6	<p>p4 事業計画の概要で、共同住宅について①基本方針の「快適な低炭素「住」生活の永住型都市住宅を提供することにより、駅そば生活人口の増加を図る。」ことが、②建築計画の概要では全く示されていない。どのような共同住宅で低炭素「住」生活を実現するのか記載すべきである。そもそも、1戸あたり面積、総戸数さえ示さず、地上45階のどの部分が共同住宅なのかも示されていない。また、各戸のエネルギーは電気だけなのか、ガスはないのか、自然エネルギーの利用もなく低炭素生活と豪語するのか、停電時はどうするのか、水道の中水利用はないのかなど、具体性が全くない。これでは、このままでは、方法書の調査項目、調査方法への意見が不十分なままとなる。</p>	<p>本事業は、1階を店舗、2~4階を劇場、5~45階を共同住宅とする計画です。</p> <p>共同住宅は総戸数約430戸、1戸当たりの専有面積は平均で約60m<sup>2</sup>を計画しています。</p> <p>エネルギー源は、電気及びガスを予定していますが、自然エネルギーとして、太陽光発電装置の設置も計画しており、新建築物の電源の一部として利用する予定です。また、高断熱、省エネルギー設備機器等を設置し、環境負荷低減を図る計画としています。</p>

7	<p>p4 事業計画の概要の2-3-1で、階数が地上45階、地下2階、高さ約170m、延べ面積が約60,000m<sup>2</sup>などがあるが、いずれも、御園座と共同住宅別に記載すべきである。特に、延べ面積は主要用途の「劇場、店舗、共同住宅、駐車場」毎にその規模を明記すべきである。また、日最大利用者・平日約6,000人の内訳も必要である。このままでは、方法書の調査項目、調査方法への意見が不十分なままとなる。</p>	<p>延べ面積内訳  劇場：約9,100m<sup>2</sup>  店舗：約1,200m<sup>2</sup>  共同住宅：約40,000m<sup>2</sup>  駐車場：約9,700m<sup>2</sup></p> <p>日最大利用者数内訳  劇場：平休日約3,600人  店舗：平日約2,050人、休日約2,150人  共同住宅：平休日約1,550人</p> <p>を想定しています。</p> <p>なお、環境影響評価方法書提出時点では、劇場の平休日における日最大利用者数は約2,400人と想定し、新建築物全体として、平日約6,000人、休日約6,100人としていましたが、その後の検討により、劇場の日最大利用者数を平休日約3,600人と想定したことから、新建築物全体における日最大利用者数は、平日約7,200人、休日約7,300人となります。</p>
8	<p>p5 計画配置図で駐車場棟が別棟で計画されているが、この面積、階数、御園座と共同住宅の内訳を明記すべきである。このままでは、方法書の調査項目、調査方法への意見が不十分なままとなる。</p>	<p>駐車場の計画は、駐車場棟及び地下1階に設置される駐車場と合わせて、台数は約400台、面積は約9,700m<sup>2</sup>としています。</p> <p>駐車台数約400台のうち、共同住宅用は約350台、劇場及び店舗用は約50台を計画しています。</p> <p>駐車場棟の計画高さは約60mです。</p>

9	<p>西側に駐車場を設置してありますが、建物の規模から、この建物に収容する駐車台数が、大変に多い（計画では、約 400 台とあります）と思われ、西側の御園通りからのアプローチだと、かなり御園通りが、交通渋滞になる恐れと、渋滞による自動車からの排気ガス量が多くて、商店街の利用客や、生活者の人々への影響を考えると、計画されている駐車場の配置を再考される（伏見通りからのアプローチに変更する）ことを望みます。また、渋滞により緊急車両等の通行への支障が出ないとも限りません。</p>	<p>事業予定地東側（伏見通側）は、本事業の目的の一つである街のにぎわいを創出するために、劇場や店舗の入口をできる限り多く配置する必要があり、さらに連続した歩行者空間を設ける計画としています。</p> <p>また、事業予定地東側は西側に比べて歩道幅が広く、歩行者や自転車通行者も多いことから、本敷地においては総合的に西側が駐車場の設置に適していると考えますが、近隣や環境、安全対策には配慮した計画とします。</p> <p>なお、本件のような都心部交通利便性の高い住宅においては、駐車場の利用率は低く、利用者の車両が集中することによる渋滞が発生する可能性は少ないと思われます。</p>
10	<p>p6 排水計画で「工事の実施及び事業活動に伴い発生する汚水は、公共下水道に放流する計画である。」とあるが、もっと正確に記載すべきである。このままでは、どんな排水も全て公共下水道に放流することになる。p62 の環境影響評価の項目として抽出しなかった理由では「工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流」とある。また、放流下水道の処理能力及び実績処理量のどんな割合を占めるのかを明記すべきである。</p>	<p>供用時の排水は、敷地東側に敷設された名古屋市下水道（φ400mm）に放流し、工事中の排水は、沈砂槽を経て放流する計画としています。</p>
11	<p>p6 工事予定期間を、平成 27 年度前半に解体工事、平成 28 年度後半には地上躯体工事と決めることは、アセスの精神を無視したものとなる。事務的にそう考えているのはかまわないかもしれないが、アセス手続き終了後〇年目にどんな作業をすると記載すべきである。</p>	<p>計画の内容がわかりやすくなるようにと思い、具体的な予定期間を記載しました。なお、環境影響評価準備書には、工事着工後からの延べ月数と工種で記載いたします。</p>
12	<p>p7～9 建設作業時を想定した配慮として「努める」の表現が多すぎる。建設廃棄物の減量化及び再資源化の項目では 4 項目全てが「努める」となっている。建設作業時の事前配慮全体でわずか 3 ページ 33 項目の中に「努める」が 8 回も出てくる。努めさえすれば約束を守ったことになるのでは意味がない。もっと具体的に「する」と表現できる内容とすべきである。</p>	<p>事前配慮として、「努める」と記載した内容については、前向きに検討を行っているものを記載しました。なお、環境影響評価準備書作成時において確定した内容については、「環境の保全のための措置」の中に記載いたします。</p>
13	<p>p10～11 施設の使用・供用時を想定した事前配慮として「努める」の表現が多すぎる。わずか 2 ページ 25 項目の中に「努める」が 9 回も出てくる。努めさえすれば約束を守ったことになるのでは意味がない。もっと具体的に「する」と表現できる内容とすべきである。</p>	

14	<p>p7 建設作業時を想定した配慮として「地下水の汲み上げ量を少なくする工法を採用する。」とあるが、工法名を記載すべきである。また、その工法が従来工法と比べどの程度の揚水削減につながるのかも併せて説明すべきである。</p>	<p>地下工事においては、現況建物躯体の利用または仮設連続壁の構築をすることにより、地下水への影響を低減する計画としています。</p>
15	<p>p8 建設作業時を想定した配慮として「特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルート分散化を図る。」とあるが、このような限られた地区での工事で可能なのか、そのルート分散化を具体的に示すべきである。</p>	<p>工事関係車両は、主に 19 号からの出入りを計画していますが、走行ルートとして、矢場町線や名古屋長久手線、錦通線等にも分散することを考えております。</p>
16	<p>p8 建設作業時を想定した配慮として「工事関係車両の出入りについては、周辺の交通事情に充分配慮して、出入口の設置、運用管理をおこなう。」とあるが、交通量の多い東側の伏見通に出入口を設置する計画はあるのか、使用時間帯の検討はしたのか、その他の南、西側は細街路であるが、出入口設置は可能なのか。これらの疑問に答える現実的な事前配慮を記載すべきである。</p>	<p>工事関係車両のアクセスについては、基本的に伏見通側を考えていますが、事業予定地南側または西側にサブゲートを設ける可能性はあります。</p>
17	<p>p9 建設作業時を想定した配慮として「事前に吹付けアスベストの使用の有無を調査し、使用している場合には、解体工事に先立ち、「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」（環境省、19 年）に従って除去し、この運搬及び廃棄にあたっては「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省、19 年）に従い、適切に行う」とあるが、平成 22 年 12 月に廃石綿等の埋立処分基準が強化されたことなどから、このマニュアルは昨年「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」（平成 23 年 環境省）と改訂されている。最新のマニュアルに従うべきである。また、p60 の環境影響評価の項目に加え、p72 で調査、予測の手法を示すべきである。調査の範囲、調査方法、除去対象などは、マニュアルに従うだけなのか、事業者として環境に配慮するさらなる方法を検討したのか、さらには、結果の公表はどうするのかなど多くの疑問が残る。</p>	<p>解体工事に先立ち、事前に除去を行ったアスベストの運搬及び廃棄にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」（環境省、平成 23 年）に従い、適切に行います。</p> <p>また、アスベストの調査やその処理方法等については、今後作成する環境影響評価準備書における廃棄物等の予測の中に記載し、公表いたします。</p>
18	<p>p9 建設作業時を想定した配慮として「現況施設内で管理されている PCB は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適切に処理を行う。」とあるが、p62 で「現況施設において使用されていた特定有害物質（PCB）については、適切な保管がされており、漏洩等の事故はないことから、特に問題となることはないと考えられる。」という抽象的な判断だけである。PCB が含まれる変圧器や照明器具等の分類、漏洩を防ぐために耐食性の金属容器に入れるなどの管理方法、管理責任者などを明記すべきである。また、照明器具等については、愛知県内ではまだ処理体制が整っていないため「適切に処理を行う」ことはできない。引き続き保管するしかないはずである。その事情を正確に記載すべきである。</p>	<p>現在保有している PCB は、コンデンサ 6 基です。「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）や環境省の PCB 処理に関するガイドラインに沿って、適正に対処します。なお、使用しているものではありません。</p>

19	<p>p10 施設の存在・供用時を想定した事前配慮（公害の防止）として、今回予定している高さ 170m 延べ床 6 万m<sup>2</sup> ものビル・共同住宅の冷暖房等の熱源について、p62 の環境影響評価の項目として抽出しなかった理由の「熱源施設を設置しない」を、どのような配慮により選択し、代わりにどのような熱源を採用することとしたのかを記載すべきである。</p>	<p>現況施設の電力は中部電力株式会社から、ガスは東邦ガス株式会社からの供給です。また、新建築物も同様な計画であるとともに、劇場で使用する設備については、排出ガス量 800m<sup>3</sup>/時程度の冷温水発生機の設置を検討しています。</p>
20	<p>p10 施設の存在・供用時を想定した事前配慮（公害の防止）として「廃棄物等の一時的な保管場所として、隔離された場所に保管スペースを設ける。」とあるが、搬出までの保管について、保管場所を公用のスペースとして明確に位置づけ、確実に設置し、管理責任者を確定して維持管理していくことを明記すべきである。また、今回の計画では御園座と共同住宅とが混在するため、それぞれに分けて保管方法を記載すべきである。名駅一丁目南地区及び名駅一丁目北地区計画のアセスでは「一時的な保管場所として貯留できるスペースを設けるよう努める」とあるが、今までのアセス事業でもこうした表現で事業を進め、営業用に賃貸料を取るスペースが必要などの理由で、実現せず、生活環境上の問題も発生する事例があると聞いている。</p>	<p>共同住宅については、建物地下にごみ収集スペースを設け、一般廃棄物として名古屋市による収集を計画しています。</p> <p>劇場及び店舗については、敷地西側の搬出入スペース内にごみ保管場所を設け、事業系廃棄物として民間業者による収集を計画しています。</p>
21	<p>p11 施設の存在・供用時を想定した事前配慮（地球環境）として「自然採光の利用促進に努める」とだけあるが、名駅一丁目南地区及び名駅一丁目北地区計画にある「外気を利用した空調システムの導入を検討する。」や名駅 3 丁目計画の「太陽光発電設備の導入に努める。」などを追加して総合的な地球環境対策を推進すべきである。</p>	<p>太陽光発電装置の設置も計画しており、新建築物の電源の一部として利用する予定です。</p>
22	<p>p13 の図 4-1 でわかるように東側 50m の日土地ビル、今回計画の御園座・共同住宅、西側 200m のヒルトン名古屋、その 100m 西側の納屋橋ルネサンスタワーズ（仮称）で、東西の壁ができ名古屋港からの南北の風を遮る形になる。この点を予測評価すべきである。また、p12 の事業予定地及びその周辺地域の概況にある「この地域には、日土地名古屋ビルや NTT DATA 伏見ビル等の中高層ビルが立ち並んでいる。」と不十分な状況把握を修正すべきである。2011 年 12 月に策定したばかりの名古屋市第 3 次環境基本計画では、2050 年の環境都市ビジョンとして「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」で「土・水・緑・風が復活して、人も生きものもあらゆる生命が輝くまち」「涼しい海風をまちに引きこむ」とされている。</p>	<p>新建築物の存在による風速の変化については、今後、風害の予測を行うことにより把握いたします。</p>

23 p25 図 4-1-7 バス路線図には、事業目的の「にぎわいのある伏見地区を再生」の必要性を確認するため、市バス、名鉄バス、JR 東海バス、三重交通バスの停留所だけではなく、路線毎の始発、最終時刻、運行頻度、乗客数を調査し記載すべきである。

「名古屋市交通局ホームページ」、「名鉄バスホームページ」及び「三重交通バスホームページ」によると、事業予定地の最寄りのバス停における始発時刻等は、次に示すとおりです。

バス名	バス停	行き先	始発時刻			最終時刻			運行頻度(本/日)			営業係数
			平日	土曜日	日曜日 休日	平日	土曜日	日曜日 休日	平日	土曜日	日曜日 休日	
市バス	科学館西	金山	9:35	9:35	9:35	16:35	16:35	16:35	8	8	8	375 96~187
		栄	9:30	9:30	9:30	16:30	16:30	16:30	8	8	8	
	広小路伏見	栄	6:27	6:27	6:27	1:05	23:26	23:26	142	115	105	
		新大正橋西	6:51	6:51	6:51	23:46	23:46	23:46	47	41	34	
		東新町	6:10	6:10	6:10	22:50	22:50	22:50	53	37	34	
		那古野町	6:32	6:32	6:32	23:16	23:16	23:16	144	141	138	
		港区役所	6:59	6:59	6:59	23:03	23:03	23:03	27	24	24	
		稲西車庫	6:47	6:47	6:47	23:33	23:32	23:32	67	50	47	
		名古屋駅	10:30	10:30	10:30	18:00	18:00	18:00	13	18	18	
		地下鉄高畑	1:35			1:35			1	0	0	
名鉄バス	伏見町	愛知学院大学前	11:25	10:15	10:15	22:40	22:27	22:27	26	20	20	
		名鉄バスセンター	5:50	6:20	6:20	21:10	19:40	19:40	25	20	20	
	白川公園前	三軒家	6:04	6:04	6:04	22:12	22:12	22:12	45	41	41	
		藤が丘	6:44	6:49	6:49	22:52	22:52	22:52	9	6	6	
		長久手車庫	7:34	7:06	7:06	23:12	23:12	23:12	33	30	30	
		尾張旭向ヶ丘	8:20	8:01	8:01	19:10	19:09	19:09	11	11	11	
		菱野団地	9:58	10:01	10:01	21:27	21:29	21:29	12	10	10	
		瀬戸駅前	6:24	6:29	6:29	20:42	20:40	20:40	12	9	9	
		名鉄バスセンター	6:40	6:44	6:44	23:53	23:53	23:53	122	108	108	
		三重交通バス	伏見	栄	7:12	7:13	7:13	21:53	21:43	20:43	72	39

注) 営業係数について、100未満は黒字系統、100以上は赤字系統を示す。

24 p28 道路交通状況で県道、市道、都市高速道路の12時間交通量が示してあるが、今回の計画に大きな影響を与える国道19号の交通量が欠落しているため、追加して「調査対象区域における自動車交通量は、平日及び休日ともに、矢場町線がもっとも多く…」などを修文すべきである。ちなみに道路交通騒音 p53 では国道19号の値が記載されている。

「平成22年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市ホームページ)によると、調査対象区域内には、一般国道19号の交通量調査地点はありません。なお、事業予定地に最も近い一般国道19号における調査地点は、中区松原三丁目であり、平日で41,487台/12時間です。

25 p30 地域社会等に、この地域のにぎわいに大きな影響を与える集客施設等を追加すべきである。たとえば①公共施設等で小学校、専修学校、病院、都市公園の数と位置が示されているが、名古屋市科学館、名古屋市美術館、伏見ライフプラザ、でんきの科学館、しらかわホールなどについて、来客者数等を調査し、明記すべきである。

確認できる既存資料として、「NAGOYA ライフ(データで見る名古屋の暮らし)」(名古屋市ホームページ)によると、平成23年度における入込客数は、名古屋市科学館で1,531,854人、名古屋市美術館で309,872人です。

26	<p>p35 規制基準等の(カ)地盤では、市条例の揚水許可しか記載がないが、今回の事業に関係する可能性のある地下水のゆう出を伴う掘削工事についての規制内容をこの部分で記載すべきである。資料ー8には「ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78cm<sup>2</sup> を超える場合、地下掘削工事施工に係る届出が必要」とだけは記載してあるが、もっとも大事な「第 79 条 地下水のゆう出を伴う掘削工事を施工する者は、周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」、また、届出すればすむのではなく「第 81 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、地下水のゆう出量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。」、最後に市長の責務（地下掘削工事に係る指導）として「第 82 条 市長は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地下掘削工事を施工する者に対し、工事の方法等について必要な指導及び助言を行うことができる。」の 3 点を追加記載する必要がある。</p>	<p>本事業は、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78cm<sup>2</sup> を超える設備を用いて、ゆう出水を伴う掘削工事を施工しようとする場合には、名古屋市長に関係事項を届け出るとともに、同条例の規則に定める事項を報告します。なお、この旨は、環境影響評価準備書に記載します。</p>
27	<p>p35 規制基準等の(キ)土壌では、土壌汚染対策法の大規模な土地（3,000m<sup>2</sup>以上）の場合に調査することが示してあるが、名古屋市環境保全条例は法の不備を補って第 55 条（土地改変時の調査）では「特定有害物質等取扱事業者は、…（500m<sup>2</sup>以上の）土地の改変をしようとするときは、土壌汚染等対策指針に基づき、当該改変に係る土地の土壌及び地下水の汚染の状況を調査し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。」としていることを記載すべきである。</p>	<p>特定有害物質等取扱事業者が、その設置している工場等の敷地において、500m<sup>2</sup>以上の土地の改変（掘削、盛土、切土その他の土地の形質の変更）をしようとするときは、「名古屋市環境保全条例」に基づき、土壌及び地下水の汚染状況を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければいけません。なお、この旨は、環境影響評価準備書に記載します。</p>
28	<p>p41 第 3 次環境基本計画の紹介をありきたりな表現ですますのではなく、2050 年の環境都市ビジョンとして「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」で「土・水・緑・風が復活して、人も生きものもあらゆる生命が輝くまち」「涼しい海風をまちに引きこむ」とされている。こうした点を重点的に記載し、高層ビルが海風の障壁になるような計画の是非を検討できるようにすべきである</p>	<p>この項には、平成 23 年に策定された第 3 次名古屋都市環境基本計画について、2020 年目標「風土を活かし、ともに創る 環境首都なごや」を実現するための施策を記載しました。</p>
29	<p>p43 土壌汚染の状況で「事業予定地の地歴について、御園座は明治 30 年に開場した。昭和 20 年及び昭和 36 年の二度にわたる劇場焼失をへて、昭和 38 年に現在の御園座会館が竣工した。」とあるが、御園座の前や焼失時はどのような中小工場が存在していたのか、など、特定有害物質の使用が本当になかったのかが分かるような調査が必要である。</p>	<p>御園座開場前及び焼失中において、特定有害物質を取り扱った工場は確認されておりません。</p>
30	<p>p43 土壌汚染の状況で「現況施設には、PCB が入っている高圧コンデンサが存在するが、適切に管理しており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない。」とあるが、照明器具があるはずではないか、また、PCB 入り感圧紙もあったのではないかと、それらは適切に管理されずに散逸してしまったのか、調査しておくべきである。</p>	<p>現在保有している PCB は、コンデンサ 6 基です。「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）や環境省の PCB 処理に関するガイドラインに沿って、適正に対処します。なお、使用しているものはありません。</p>

31	<p>p43 土壤汚染の状況だけが、事業予定地のことしか調査していない。他の項目は調査対象区域の状況を調査している。中区内の20件の汚染事例を調査し、調査対象区域内での事例の有無、あればその紹介をすべきである。</p>	<p>土壤汚染は、本来移動性に乏しく、周辺地域に汚染があっても、容易に移動することは考えられないことから、ここでは事業予定地内の状況について記載しました。</p>
32	<p>p60 環境影響評価の項目として「土壌」は環境影響評価の対象から除外してあるが、ルーセントタワー評価書 H12. 11. 17 では、「変電所の解体工事時には、この施設直下における土壌を採取し、PCBの調査を行う。」としている。最低限この程度の調査は行うべきである。</p>	<p>本事業においては、事業予定地の地歴から、特定有害物質の存在はないこと、過去に現況施設において使用されていた PCB は、適切に保管がなされ、漏洩等の事故はないこと、新建築物の供用時には、特定有害物質は使用せず、ダイオキシン類を排出する施設の設置はないことから、土壌については、環境影響評価の項目として選定しませんでした。</p>
33	<p>p61 環境影響評価の項目のため、影響要因の抽出をしているが、大気質（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）及び騒音について、存在・供用時（事業活動）の事業活動を追加すべきである。抽出した理由 p61 では、安全性（工事中、供用時ともに）に「工事関係車両、新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。」とあり、交通安全に影響があるのに大気質、騒音に影響がないと判断する理由はない。</p>	<p>新建築物関連車両は主に小型車であり、この台数は、周辺の幹線道路における交通量と比べて少なく、さらに事業予定地は、公共交通機関の利便性の高い場所にあることから、新建築物関連車両台数は抑えられます。これらのことから、新建築物関連車両の走行に伴う大気質及び騒音への影響は小さいと考えられます。</p>
34	<p>p62 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由で「熱源施設を設置しない」ため、供用時の大気質を選定しなかったとあるが、現在の御園座の熱源及び排出ガス量と汚染負荷量を明記し、今回計画の新御園座の熱源、非常用電源の有無、共同住宅の熱源（各戸に都市ガスは設置しないのか）及びそれぞれの排出ガス量と汚染負荷量を明記することで、新旧比較を行えるよう、環境影響評価の項目として抽出すべきである。</p>	<p>現況施設の電力は中部電力株式会社から、ガスは東邦ガス株式会社からの供給です。また、新建築物も同様な計画であるとともに、劇場で使用する設備については、排出ガス量 <math>800\text{m}^3/\text{時}</math> 程度の冷温水発生機の設置を検討しています。</p>

35	<p>p62 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由で、「地下水」は「工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道に放流する計画であるからことから、影響は小さいと考えられる。」ということで環境影響評価の対象から除外している。また、自然的状況の「地下水」p46で、「中区における地下水調査結果から、過去5年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合している」としているが、隣接する西区ではH20年度に多数の環境基準不適合があり、3地点はシス1,2-ジクロロエチレンであり、地下水汚染で平成12年3月まで土壌掘削と浄化対策工事を実施した東芝名古屋のトリクロロエチレンの分解物の可能性もある。なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準は平成21年11月30日に「1,4-ジオキサン、塩化ビニールモノマー、1,2ジクロロエチレン」が追加されており、いずれもトリクロロエチレンの分解物である。周辺地下水の調査を実施し、工事による「ゆう出水」が本当に環境に影響を与えないかを真剣に検討すべきである。</p>	<p>中区における地下水調査結果によると、過去5年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合しています。また、最新の調査結果（平成23年度）によると、中区内の概況メッシュ調査地点及び事業予定地と約3.1km離れた名古屋市西区名西二丁目の東芝工場跡地との間にある西区内の概況メッシュ調査地点における地下水調査結果は、平成21年に追加された3項目を含め、全ての項目について、地下水の水質に係る環境基準に適合しています。さらに、栄町ビルにおいて、テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認されましたが、これに係る周辺の井戸水調査結果によると、本町通周辺井戸では、定量下限値未満となっています。</p> <p>以上のことから、工事中の排水による影響は小さいと考えております。</p>
36	<p>p62 工事中の「土壌汚染」について「事業予定地の地歴から、特定有害物質は存在しないと考えられる。」として環境影響評価の項目として抽出しなかった理由としていることは問題である。そもそも地歴がどこにも記載されておらず御園座の歴史があるだけである。地歴調査では、御園座の前や焼失時はどのような状況だったのか、メッキを扱う工場などはなかったのかなどを調べる必要がある。椿町線アセスで「土壌汚染の地歴はないということで、環境項目としていないが、この地区は、元鉄道操車場であったことから、有害な車両用PCB変圧器からのPCBの漏れ、車両の消毒殺菌剤としてのディルドリンなどの有機塩素化合物や、その分解によるダイオキシンの発生などにより、土壌汚染の恐れがあるため、検討項目とすべきである。」と意見を出したにもかかわらず、事業者としての市は真摯な扱いをせず「椿町線の計画区域には、過去の地歴（土地利用の経歴）から大規模な工場等は存在しておりません。このため、今回の環境影響評価においては、土壌汚染を環境項目としませんでした。なお、笹島貨物駅跡地については、国鉄清算事業団（現鉄道建設公団）にもヒアリングを行ないましたが、土壌汚染はないとのことです。」と見解を述べただけであり、その後、土壌から有害物質が検出され大きな問題となった。この経験が全く生かされていない。審査部局としての市も厳格な指導をすべきである。</p>	<p>御園座開場前及び焼失中において、特定有害物質を取り扱った工場は確認されておりません。</p>

37	<p>p64 大気質のバックグラウンド濃度は「事業予定地周辺の現況大気質濃度の把握」を既存資料調査ですませる計画であるが、事業予定地周辺の現況大気質濃度 p49 は、はるか西側 3,000mの中村保健所と 1,200m東北東のテレビ塔と思われ、この地区を代表する濃度としては不適切であり、自動車交通による二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質を考慮すると、年間を通した現地調査が不可欠である。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版 第2巻」(財団法人 道路環境研究所, 2007年)等を参考に、大気質のバックグラウンド濃度は、事業予定地に最も近い一般環境大気測定局である中村保健所の測定結果を用います。また、気象は、風害の予測に用いる気象データとの整合を考慮し、強風域まで観測されており、名古屋を代表すると考えられる名古屋地方気象台の測定結果を用います。</p>
38	<p>p64 大気質の気象は「事業予定地周辺の現況気象の把握」を既存資料調査ですませる計画であるが、事業予定地周辺の気象概況調査 p47 は、はるか西側 3,000mの中村保健所と 1,200m東北東のテレビ塔(75m、139m)と思われ、特に地区的に変化が多い高層ビル風のため自動車排ガスの予測のための代表気象としては不適切であり、年間を通した現地調査が不可欠である。</p>	
39	<p>p64 大気質及び温室効果ガスの供用時の現地調査に、既存の熱源施設の排出源条件(排出ガス量、窒素酸化物排出量等)を追加して、「熱源施設を設置しない」ことにより、どの程度の削減効果があるかを説明出来るようにすべきである。</p>	<p>現況施設の電力は中部電力株式会社から、ガスは東邦ガス株式会社からの供給です。また、新建築物も同様な計画であるとともに、劇場で使用する設備については、排出ガス量 800m<sup>3</sup>/時程度の冷温水発生機の設置を検討しています。</p>
40	<p>p66 道路交通騒音及び自動車交通量の現地調査時期が「1年を通じて平均的な交通量と考えられる平日1日のうち、昼間(6~22時)の16時間で行う。」とあるが、公式な自動車交通量調査 p27 でさえ、平日、休日の2回は実施している。また安全性の現地調査 p78 も平日、休日の2回実施が計画されている。これらに準じて平日、休日の2回は実施すべきである。</p>	<p>道路交通騒音、道路交通振動及び自動車交通量については、平日に加え、休日においても1回、昼間(6~22時)の16時間で現地調査を行います。</p>
41	<p>p66 道路交通騒音及び自動車交通量の現地調査場所が「工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の7地点で行う。」とあり、現地調査地点図 p80を確認すると、国道19号については、御園座の南側と北側それぞれ約500mは除外してある。この部分は工事関係車両の主な走行ルートとはしないということか。少なくともその点は記載すべきである。また、現時点で想定している工事走行ルートぐらいは示して、方法書への意見提出ができるようにすべきである。</p>	<p>工事関係車両の主な走行ルートは、若宮北及び若宮南交差点から工事関係車両が集中し、一般国道19号を北上して事業予定地に入る計画です。また、事業予定地から出た後は、主要県道名古屋長久手線及び一般市道錦通線で東西と北に分散し、南行きのルートとして一般市道本町線を通る計画です。なお、工事関係車両のアクセスは、基本的に一般国道19号側を考えていますが、事業予定地西側または南側にサブゲートを設ける可能性があり、こちらについては、近隣との協議を経て運用を図りたいと考えております。</p> <p>上記の工事関係車両の走行ルートは、環境影響評価準備書に図示します。</p>

42	<p>p68 振動の現地調査の調査事項で「路面平坦性」を追加すべきである。予測方法では路面平坦性が必要となってくる。整備基準と現状とは大きくかけ離れていることが多いため、現状の路面平坦性を測定しておくべきである。</p>	<p>路面平坦性は、道路の舗装面の劣化や補修の実施により、現地調査時の舗装状態と予測時とは、大きく変化することが考えられます。このことから、予測時の路面平坦性は、過去の事例及び安全側を考慮し、「維持修繕要否判断の目標値」を用います。</p>
43	<p>p68 調査及び予測手法の「振動の現地調査」で、「道路交通振動は…6～22 時の 16 時間で行う」とあるが、道路交通振動の限度は昼間は 7～22 時となっているので、なぜわざわざ 6 時からとするかの説明が必要である。</p>	<p>道路交通振動の調査時間は、道路交通騒音との整合を考慮し、騒音における昼間の時間区分である 6～22 時の 16 時間としました。</p>
44	<p>p68 道路交通振動の現地調査時期が「1 年を通じて平均的な交通量と考えられる平日 1 日のうち、6～22 時の 16 時間で行う。」とあるが、公式な自動車交通量調査 p27 でさえ、平日、休日の 2 回は実施している。また安全性の現地調査 p78 も平日、休日の 2 回実施が計画されている。これらに準じて平日、休日の 2 回は実施すべきである。</p>	<p>本事業においては、工事関係車両の走行に伴う道路交通振動による影響が考えられることから、道路交通振動については、平日に調査を行います。</p>
45	<p>p70 地盤は既存資料調査だけであり「事業予定地及びその周辺のボーリング調査資料」とされているが、高さ 170m もの高層ビル計画であることから、事業予定地については新規にボーリング調査をすべきである。古い御園座建設時の資料では不十分なはずである。また、地下水位についても現地の正確な地下水位を調査しておくべきである。</p>	<p>今後、設計上必要となるボーリング調査は行う予定をしています。</p>
46	<p>計画建物の高さが、約 170m ぐらいということで、周辺へのビル風の影響を考えると、かなりの範囲に影響が発生すると思われます。現状と同じぐらいの影響度になるように計画建物の形状等に特に配慮をお願いしたい、と思います。 しっかりと、環境シミュレーションを行い、ぜひ、開示してほしい、と思います。</p>	<p>新建築物によるビル風の影響について、予測を行います。 また、この予測結果は、環境影響評価準備書に記載します。</p>
47	<p>p75 風害の予測方法で「三次元流体解析による予測」とあるが、予測条件の「事業予定地周辺の開発計画等」には、東側 50m の日土地ビル、今回計画の御園座・共同住宅、西側 200m のヒルトン名古屋、その 100m 西側の納屋橋ルネサンススタワーズ（仮称）、NTT DATA 伏見ビルは含まれているのか明記すべきである。また、アセス中の名駅一丁目南地区、北地区の風害予測は風洞実験で行うとされているが、この風洞実験ではなく三次元流体解析で予測する意味も明記すべきである。</p>	<p>風害の予測の際には、事業予定地内の建物については、新建築物建設前は現況施設、建設後は新建築物とし、どちらも事業予定地周辺建物も含めます。 また、風害の予測手法は、「名古屋環境影響評価技術指針」に定められた方法から、汎用性の高い三次元流体解析を選定しました。</p>
48	<p>日照・電波障害に関しては、法律に準拠した内容で対応をお願いします。</p>	<p>日照阻害及び電波障害については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）等に基づき、適切に対応いたします。</p>

49	<p>p78 安全性の現地調査場所のうち「歩行者及び自転車交通量は、事業予定地の2地点で行う。」とあり、p83の現地調査地点図では、敷地東側と南西角の2地点となっているが、不正確な現地調査となる。南西側については、南側と西側は別に調査することとし、最低3地点の現地調査が必要である。</p>	<p>南西角の調査地点では、事業予定地西側及び南側の歩行者並びに自転車交通量を、それぞれ分けて調査する計画です。</p>
50	<p>p85 環境影響評価手法の概要は不正確で市民に勘違いをさせる表現となっている。大気質の調査事項は①NO<sub>2</sub>とSPM濃度、②気象、③自動車交通量とあるが、データ収集の既存資料、現地調査の欄は、大気質としてまとめて全て現地調査までするように読み取れる。しかし、正確には①NO<sub>2</sub>とSPM濃度、②気象は既存資料のみ、③自動車交通量だけが既存資料、現地調査の2種類実施する計画である。このような表現を改め、①、②、③別にデータ収集の欄を作成すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、大気質の調査については、「二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度」及び「風向、風速、日射量及び雲量」は既存資料により、「自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）」は現地調査により行います。</p>